

あなたが被害者の声に耳を傾けてくれること  
それは支援のスタートです

# 犯罪被害者週間 佐賀大会

～ 社会全体で被害者を支えるまちづくり ～

平成29年

**11月15日(水)** 13:30～16:30  
(開場時間13:00)

**会場** ロイヤルチェスター佐賀 4階ロイヤル  
佐賀市天神1丁目1番28号  
JR佐賀駅(南口)から車で約3分(800m)

**入場無料**

## 第1部 基調講演

### 「子どもの安全を守る ～悲劇を繰り返さないために～」

講師：本郷 紀宏氏 [平成13年大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件 被害者ご遺族]

## 第2部 パネルディスカッション

### 「私たちにできる犯罪被害者支援」

コーディネーター：高尾 兼利氏 [西九州大学子ども学部子ども学科長教授、佐賀県臨床心理士会会長]

パネリスト：姫野 敦秀氏 [京都府警察本部交通部交通規制課長、元京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課長]

大岡 由佳氏 [武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科准教授]

白濱 洋子氏 [佐賀女子短期大学地域みらい学科准教授]



## 主催

警察庁・佐賀県・佐賀県警察・被害者支援ネットワーク佐賀VOISS

後援：佐賀県教育委員会・佐賀県市長会・佐賀県町村会・佐賀県医師会・佐賀県弁護士会・社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会・佐賀県臨床心理士会・公益社団法人佐賀県社会福祉士会・佐賀県私立中学高等学校協会・国立大学法人佐賀大学・西九州大学・西九州大学短期大学部・佐賀女子短期大学・九州龍谷短期大学・佐賀県PTA連合会・社会福祉法人佐賀いのちの電話・一般財団法人佐賀県交通安全協会・公益財団法人佐賀県防犯協会・公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター・公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団・九州・沖縄犯罪被害者連絡会(みどりの風)・佐賀商工会議所・佐賀県商工会連合会・佐賀県中小企業団体中央会・NHK佐賀放送局・サガテレビ・佐賀新聞社・西日本新聞社・朝日新聞社・毎日新聞社・読売新聞西部本社・NBCラジオ佐賀・エフエム佐賀(順不同)

## お問合せ先

佐賀県 県民環境部くらしの安全安心課(交通・地域安全担当) 佐賀市天神3丁目2-11 電話番号0952-25-7060

「犯罪被害者週間佐賀大会」は、警察庁の「平成29年度犯罪被害者週間事業」の一環として開催されます。



# 生命(いのち)のメッセージ展 ～自治体巡回～

犯罪被害や交通事故等により命を奪われた被害者の方々が主役のアート展です。

## この靴をはいて あの日 元気に出かけて行った…

犯罪被害に遭われた方々が被害から立ち直り、平穏に過ごせるようになるためには、県民一人ひとりが犯罪被害を自分のこととして深く受け止め、被害者の方々を見守り、支援することが重要です。



県では広く県民の方々への啓発を図るため、  
「生命(いのち)のメッセージ展」をリレー展示形式で行います。



メインの展示品は、亡くなられた方一人ひとりの等身大の人型パネルと、彼らの遺品の「靴」です。

人型パネルは「メッセンジャー」と呼ばれ、一人ひとりの写真や被害状況、遺された家族からのメッセージが添えられています。

生きてくても生きられなかった被害者の方々の存在に思いを巡らし、生命(いのち)の大切さを考えていただきたいと思います。

**巡回期間：平成29年10月6日(金)～11月15日(水)**

### 巡回コース

※展示場所・期間等は一部変更する場合がございます。

展示日・期間	会場
10月6日(金)	佐賀市文化会館 中ホール「地域安全・暴力追放県民大会」
10月10日(火)～13日(金)	鹿島市役所
10月14日(土)～20日(金)	鳥栖市立図書館
10月23日(月)～27日(金)	唐津市役所
10月30日(月)～11月2日(木)	伊万里市役所
11月6日(月)～11月10日(金)	嬉野市役所
11月15日(水)	ロイヤルチェスター佐賀(佐賀市)「犯罪被害者週間佐賀大会」

※協力：特定非営利活動法人いのちのミュージアム

## ＝ 犯罪被害者支援に関するメッセージ ＝

### 毎年10月3日は「犯罪被害者支援の日」

平成3年10月3日、「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」における会場で、一遺族の方が、精神的な援助の必要性を強く指摘したことを受け、国の犯罪被害者支援のための施策が更に強化されました。

全国の被害者支援団体で構成する「公益社団法人全国被害者支援ネットワーク」では、この日を被害者支援活動開始のきっかけとなった日として、平成15年に「犯罪被害者支援の日」と定めています。

### 毎年11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」

平成17年に閣議決定された「第1次犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日～12月1日)が「犯罪被害者週間」と定められました。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。